

解体工事特記仕様書

- 1. 工事仕様書
本工事は、「建築物解体工事共通仕様書（国土交通省大臣官庁官庁審判部監修 最新版）」（以下、「解体共通仕様書」という。）による。ただし、解体共通仕様書に記載されていない事項は、「公共建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官庁官庁審判部監修 最新版）」及び「公共建築改修工事標準仕様書（国土交通省大臣官庁官庁審判部監修 最新版）」によるほか、本特記仕様に基づき施工するものとする。
2. 工事仕様書のうち必要として特記する事項と、その他必要として特記する事項を特記事項とする。
3. 特記事項の適用は次の通りとする。
1) 項目は番号に○印のついたものを適用する。
2) 特記事項に○印のついたものを適用する。
○印のつかない場合は◎印のついたものを適用する。
◎印と※印のついた場合は共に適用する。
3) 形状寸法の単位は特記なき限りミリメートルとする。
4) 特記事項に記載の（ ）内の表示番号は、「解体共通仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。
4. 火災保険
契約締結後速やかに火災保険に加入し、保険期間は工期後2日とする。
5. 配置技術者等の途中交代
1) 技術者等の途中交代が認められる場合としては、主任技術者又は監理技術者の死亡、傷病、または退職者等、真にやむを得ない場合のほか、下記に該当する場合である。
1) 受注者の責による理由により工事中止、または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合。
2) 工場製作を含む工事であって、工場から現場へ工事の現場が移行する時点。
3) 大規模な工事の一つの契約工期が多年に及ぶ場合。
2) 上記1)のいずれかの場合であっても、採負者と発注者が協議し、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められる場合のみ途中交代が可能となる。

- 6. 電子納品
(1) 本工事は、電子納品対象工事であり、電子納品とは、「調査・設計・工事などの各業務機能の最終成果を電子成果物として納品すること」をいう。ここでいう電子納品とは、「電気通信電子納品ガイドライン（平成23年3月）」（以下、「ガイドライン」という。）に定める基準に基づいて作成した電子データを指す。
(2) ガイドラインに基づいて作成した電子成果物は電子媒体（CD-ROM）等に記録し、印刷物の計量提出する。電子化していない成果物については媒体及びその取扱いとする。電子化しきれない成果物については印刷物の計量提出する。
(3) 電子成果物を提出する際は、地元商標の公称する電子納品チェックソフトによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ファクス送付を実施し提出すること。

- 7. 暴力団関係者による不当介入を受けた場合の措置
当工事において、暴力団関係者による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、その旨を速滞なく発注者及び警察に通報すること。
当事等において、暴力団関係者による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じ等々の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

- 8. ダンプトラック等による過積載等の防止について
(1) 工事用資機材等の積載超過のないようにすること。
(2) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
(3) 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することがないようにすること。
(4) さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることがないようにすること。
(5) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下法という）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
(6) 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に關しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故が発生させたものを排除すること。
(7) (1)から(6)のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

- 9. 石綿含有建材の調査
(1) あらかじめ関係法令等に基づき、次により、石綿含有建材の事前調査を行う。
(2) 調査結果を取りまとめ、監督職員に提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置く。また、関係法令等に基づき、官公署へ報告を行う。

- 7 発生材の処理
8 工事写真等
9 既存建物との取合い
10 設備との取合い
11 部分使用
12 実施工程
13 中間検査

- 1 監督員事務所
2 工事用水
3 工事用電力
4 仮囲い等
5 工事用通路
6 足場
7 現場表示板

- 1 仮設工事
2 仮設工事
3 仮設工事
4 仮設工事
5 仮設工事
6 仮設工事
7 仮設工事

- 1 埋戻し及び整地
2 建設廃土の処分
3 山留め

- 1 解体の方法
2 耐震改修、設備工事に係る成形板の除去

Table with columns: 区分, 分類, 規格, 撮影枚数, 部数, 原簿サイズ, 備考. Includes rows for 着工前, 工事中, 完成時, and 実施調査用.

※撮影箇所及び方法については、「工事写真の撮り方建築編（改訂2版）」による。完成写真の撮影業者 ※監督職員の承諾する建築写真専門業者 ※監督職員の承諾する撮影者

Table with columns: 工事箇所, 職種資格. Lists tasks like 電気引込み線の切断, 給水引込み管のプラグ止め, etc.

注) 電気・水道・浄化槽・ガス等の休止、廃止届等の手続きは請負業者が行いこれにかかる費用はすべて請負業者の負担とする。

この工事について、既存建物の部分使用は、有 ○ 無 ◎
着工に先立ち、実施工程表、仮設計図書、施工計画書、建設廃棄物処理計画書、再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書を作成し監督職員の承諾を受ける。この工事については、中間検査を 行う ○ 行わない ◎
行う場合は、出来高が50%を超えた時点で検査の目安とし、工事受注者は検査の希望日を監督職員と協議の上、発注者に申し出ること。

- 1 既存建物内の一部を使用する
2 構内に設置する
3 設けられない
4 規模
5 構内既存施設
6 設ける(位置、延長等は図示)
7 万能鋼板(H=)
8 単管シート(H=)
9 パネルゲート(H=)
10 シートゲート(H=)
11 指定しない
12 手すり先行足場
13 900x1800のサイズとし、上部中央には市シンボルマーク(150x150程度)を表示の上、工事名、発注者、設計者、監理者、施工者、工期を明記する。

- 1 種類
2 ※構外指示の場所
3 ※撤出指示の場所

- 1 解体の方法
2 耐震改修、設備工事に係る成形板の除去

- 1 解体工法

- 1 既製杭の引き抜き

- 1 解体材の活用等

- 1 現場における保管
2 処理の委託
3 運搬
4 処分

Table with columns: 工法, 解体原理, 機械の形式・駆動装置, 適用性. Lists methods like ハンドブレード工法, 大型ブレード工法, etc.

Table with columns: 杭の種類, 長さ(m), 断面寸法, 継手. Lists types of piles like コンクリート杭, 鋼管杭, etc.

Table with columns: 解体材, 処理施設. Lists materials like コンクリート, 木材, etc. and their disposal methods.

注) 解体材の処理に当たっては「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」「建設副産物適正処理推進条例（平成14年）」を遵守して行わなければならない。

- 1 施工調査
2 除去工事
3 除去工法
4 粉じん濃度測定
5 除去物の処理
6 専門工事業者

- 1 施工調査
2 除去工事
3 除去工法
4 専門工事業者

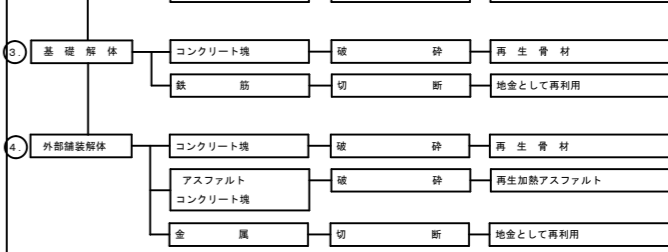
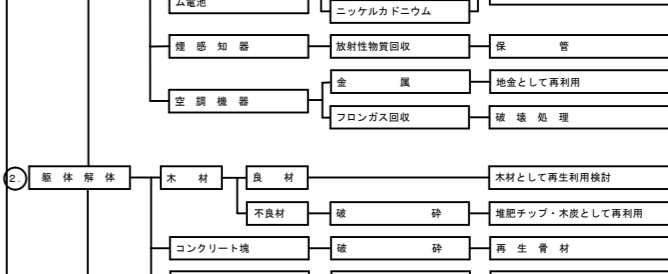
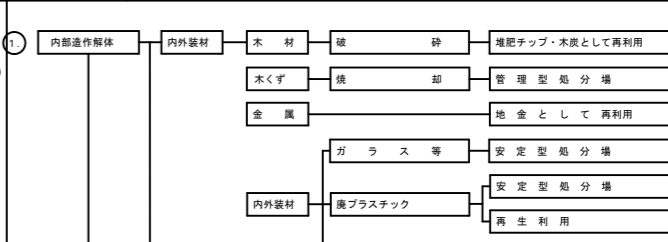


Table with columns: 設計年月日, 工事名称, 種別, 検印. Includes date and project name.